

中間指針追補（案）の賠償対象について

本資料は、審査会における議論のために、中間指針追補（案）の内容を前提に整理したものであり、最終的に決定されるべき中間指針追補の内容等について予断を与えるものではない。また、例示は典型的な場合を掲げており、必ずしも賠償対象についてすべての場合を示しているものではない。

中間指針追補（案）で賠償の対象となる場合は、自宅の所在地により、以下の2つに分けられる。

1. 自主的避難等対象区域内に自宅があった者

・ 中間指針の精神的損害では賠償の対象となっておらず、中間指針追補（案）で新たに賠償される。

避難したか否かを問わず対象となる。

① 子供・妊婦 : 【12月末】までの分

② 子供・妊婦以外 : 事故発生当初の時期分

例 1) 本件事故後に避難した者（その後帰宅した者を含む。）

例 2) 自宅に滞在し続けた者

例 3) 本件事故前に一時的に対象区域外に居て、そのまま滞在し続けた者（その後帰宅した者を含む。）

2. 避難指示等対象区域内に自宅があった者

・ 中間指針追補（案）で賠償される者には、以下の場合がある。

(1) 中間指針の精神的損害を賠償されていない期間につき、中間指針追補（案）で新たに賠償される場合

① 子供・妊婦

【12月末】までの分が賠償対象となる。

例 1) 特定避難勧奨地点に滞在し続けた者

例 2) 緊急時避難準備区域に滞在し続けた者の4月23日以降の部分
(参考) 緊急時避難準備区域が屋内退避区域であった期間（4月22日まで）については、既に精神的損害として10万円の賠償が認められている。

② 子供・妊婦以外

事故発生当初の時期分が賠償対象となる。

例 1) 計画的避難区域となる場所に滞在し続けた者

例 2) 特定避難勧奨地点から避難した者の避難前の部分

(参考) 特定避難勧奨地点から避難した者が避難した期間については、既に精神的損害として1ヶ月10万円又は5万円の賠償が認められている。

【(2) 中間指針の精神的損害を賠償されている期間につき、中間指針追補(案)で追加的に賠償される場合】

【子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難した期間(本件事故発生当初の時期以外で【12月末】まで)につき賠償対象となる。】

例 1) 警戒区域から自主的避難等対象区域に避難した者

(参考) 事故発生日からの期間(実際に避難した期間を含む。)について、既に精神的損害として1ヶ月10万円又は5万円の賠償が認められている。

例 2) 緊急時避難準備区域(6月20日以降に避難した場合)や特定避難勧奨地点から自主的避難等対象区域に避難した者

(参考) 実際に避難した期間について、既に精神的損害として1ヶ月10万円又は5万円の賠償が認められている。

注) 人によっては(1)及び(2)のいずれにも該当する場合がある。

